

# 食品安全委員会第588回会合議事録

1. 日時 平成27年12月15日（火） 14：00～14：20

2. 場所 大会議室

## 3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・添加物 1品目

過酢酸製剤

(厚生労働省からの説明)

(2) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成27年11月分）について

(3) その他

## 4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山添委員、熊谷委員、吉田委員、石井委員、堀口委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 山本基準審査課長

(事務局)

姫田事務局長、東條事務局次長、小森総務課長、関野評価第一課長、  
鋤柄評価第二課長、植木情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、  
木下リスクコミュニケーション官、高崎評価調整官

## 5. 配付資料

資料1-1 食品健康影響評価について

資料1-2 過酢酸製剤に係る規格基準の設定に関する食品健康影響評価について

資料2 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成27年11月分）について

## 6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第588回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省から山本基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にごございます食品安全委員会議事次第に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○小森総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は3点ございます。

資料1-1が「食品健康影響評価について」。

資料1-2が「過酢酸製剤に係る規格基準の設定に関する食品健康影響評価について」。

資料2が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成27年11月分）について」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしいでしょうか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○小森総務課長 事務局において、平成27年7月1日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1にありますとおり、厚生労働大臣から、12月10日付で添加物1品目について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、厚生労働省の山本基準審査課長から説明をお願いいたします。

○山本基準審査課長 基準審査課の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1-2に沿って御説明をさせていただきたいと思います。

本件、食品添加物に関します規格基準の改正といたしまして、過酢酸製剤に関するものでございます。過酢酸製剤と、それから、そこに含有されます幾つかの成分につきましては、これまで食品添加物としての指定等の要請が1度ございまして、平成25年11月に食品安全委員会に健康影響評価をお願いして、その結果を本年、平成27年6月に通知いただいております。今回の件は、そのときの要請とは異なる要請がこのたび提出されましたことから、改めて食品安全委員会に健康影響評価をお願いする次第でございます。

具体的に言いますと、さきの要請は使用時の濃度が220 ppmを上限としておりましたが、今回の要請は食肉関係について2,000 ppmという使用濃度まで上げるといったところがございます。この使い方に関連いたします過酢酸及び過酸化水素の残留性に関する試験成績、あるいは過酢酸や過酸化水素、オクタン酸、HEDP、酢酸といった成分の一日摂取量の推計に関する資料などを今回、添付させていただいております。

なお、今回新たに提出させていただく資料という意味では、残留性に関する試験成績、それから摂取量推計に関する資料等につきましては、新たに提出させていただいておりますが、安全性に関する知見の追加提出はございません。

具体的に、規格基準(案)の今回関連のところを御説明させていただきたいと思います。

お手元資料の5ページを御覧いただければと思います。5ページの「3. 使用基準及び推定一日摂取量の変更について」という部分から御説明をさせていただきたいと思います。

もう一枚おめくりいただきまして、前回の評価依頼させていただいたときの内容と、今回の要請を受けての内容を対比させた表がございます。6ページでございますが、右側が前回の評価依頼時の220 ppmを上限とした場合の使用基準(案)あるいは推定一日摂取量でございます。左が今回でございます。具体的に言いますと、食肉について、前回は、過酢酸として浸漬液または噴霧液の1 kgにつき220 ppm以下、そして、HEDPとして同じく13 ppm以下となっておりますところを、食肉のうちの食鳥肉については、今回、浸漬液または噴霧液1 kgにつき2,000 ppm、HEDPとして同じく136 ppm、そして、食鳥肉以外の食肉につきまして、過酢酸として同じく1,800 ppm、HEDPとして24 ppmと変更をいたしております。ちょっと見づらくて恐縮でございますが、使用基準の中での変更部分は、今申し上げたところでございます。

また、これに関連しまして、推定一日摂取量を変更しております。過酢酸につきましては残留は変わらないということで、HEDP、オクタン酸、酢酸の3点について、新しい高濃度での使用に伴います残留を踏まえた推定一日摂取量をここに記載させていただいております。

なお、海外における使用状況あるいは成分概要、化学式等の情報につきましては、変更はございません。

本日の資料につきましては、先ほど申し上げた本年6月にいただいた食品安全委員会の評価の内容を幾つか抜粋して記入させていただいておりますが、その他の情報については、

基本、変更しておりません。

最後でございますが、今後の予定につきましては、食品安全委員会の食品健康影響評価の結果通知をいただいた後、私どもの薬事・食品衛生審議会での審議あるいは必要な手続をとることを予定しております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今厚生労働省から説明がありました添加物「過酢酸製剤」について、これは食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められると思います。

そのように考える訳ですけれども、今の説明の内容について、何か御意見とか御質問はございますでしょうか。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 使用基準を変更するということですが、前は食肉は一つだったのが、今度は食肉と食鳥肉で分けるようですが、それは何か理由があるのでしょうか。

○山本基準審査課長 1つは、アメリカでもそのような使用濃度になっているとのことです。なぜそれが2つに分かれているかということですが、食鳥以外の食肉については、過酢酸を使う以外にも幾つか微生物管理をする手段を実際の現場の中でとり得るところですが、食鳥肉は、現場でのとり得る他のいい手があまりなく、この殺菌料「過酢酸」を使うことになり頼っているということで、食鳥の方が高い濃度が必要だということで、この差が出ていると聞いております。

○村田委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 他に何か御質問はございますか。特にございませんか。

先ほど申し上げましたように、この件については、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと考えられます。

同委員会決定の1(2)の規定により、担当の山添委員から、本品目に関して、先ほどの厚生労働省からの説明及び提出資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて御説明をお願いしたいと思います。

○山添委員 分かりました。

今回提出されました資料は、過酢酸製剤の使用基準及び、この過酢酸製剤は複数の成分の混合物でありますので、同製剤に含有される物質の推定一日摂取量の一部変更に関するもののみであります。

過酢酸については、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量（ADI）を特定する必要はないとなっております。また、HEDPについては、一日摂取許容量（ADI）は0.013 mg/kg 体重/日ととなっております。オクタン酸については、添加物として適切に使用される場合は安全性に懸念はないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はないとなっております。酢酸については、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、これも一日摂取許容量を特定する必要はないとされております。過酸化水素については、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、これも一日摂取許容量（ADI）を特定する必要はないとなっております。

以上を踏まえ、添加物製剤「過酢酸製剤」については、各成分が添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念はないという既存の評価結果を変更する必要性はないと考えられます。

以上であります。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の山添委員からの御説明を踏まえると、専門調査会による調査審議を経ることなく、委員会において評価するという事によろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 それでは、添加物「過酢酸製剤」については、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することといたします。

山本課長、ありがとうございます。

○山本基準審査課長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

(2) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成27年11月分）について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等について」です。

事務局から報告してください。

○木下リスクコミュニケーション官 それでは、お手元の資料2に基づきまして御報告申し上げます。「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成27年11月分）について」でございます。

（1）の総問い合わせ件数は64件と平年並みでございます。

内訳は（2）のとおりでございます。特にその下に注を入れておりますが、「red meat」加工肉に関するIARCの発表関連で、たしか先月に最後の3日間で12件ありましたという御報告をしたと思いますが、その後、もう急速になくなりまして、今月前半で4件というふうに終息している状況でございます。

裏面をお願いいたします。

本日、1件御紹介いたします。タール系色素の関係でございます。

この方は、子供に麩菓子を食べさせたところ、口の周りにピンク色がついたと。表示を見ると「赤色2号」と書いていたと。ネットで、タール色素には発がん性があるようなことを書いていたのを見たので、心配なのでお電話いただいたということでございます。

お返事といたしましては、赤色2号はタール系色素と呼ばれるグループの一つですということ。それは指定添加物です。指定添加物であるので、使用基準も定められています。お菓子やその他いろいろなものに使われています。指定添加物というのは、リスク評価に基づいて厚生労働大臣が指定し、使用できる食品だとか使用量を決めるものですよと。特に食用タール色素につきましては、登録検査機関による製品検査が義務づけられていますということをお伝えしてございます。

気にされている発がんの関係なのですが、1970年代に米国で発がん性について安全性が確認できないということから使用が禁止になりました。その後、コーデックス委員会、その他の国でも再評価が行われ、発がん性は認められず、ADIが0.5 mg/kg 体重/日と設定されています。現在米国など一部を除いて、日本であるとかヨーロッパ、カナダなどで使用が認められています。

日本での使用実態なのですけれども、厚生労働省さんがマーケットバスケット方式による摂取量調査をされていて、赤色2号については、これは年齢別でやっているのですが、最近で22年と24年に20歳以上、21年と26年にお子様の摂取量調査をしております、そのいずれも、この4調査全部が定量下限、下に書いていますが、0.002 μg/g、2ppbのことですが、未満でございましたと。よって、摂取量は非常に少ないですよと。

食品添加物というのは、このようにリスク管理されているので、実際に摂取されている量は極めて少ないですよということをお話しして、お電話を切ってございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等はございますか。

堀口委員、どうぞ。

○堀口委員 質問という訳ではなくて、これはメールで答えているのか、口頭で答えているのか分からないのですけれども、もしできれば、単位のppmとかを注釈に入れておいた方が量が分かりやすいかと思うのですが。

○木下リスクコミュニケーション官 本文中のADIは通常はmg/kg体重/日で使うので、恐らくおっしゃっているのは、定量下限が珍しく $\mu\text{g/g}$ を使われていると。これは下に引用のホームページを書いてございますが、文献なので、そのまま書いてあるとおりの記述をしたのですが、そこに注釈を入れるという意味であれば、こういうことですよというのを入れるのはよろしいかと思います。

○堀口委員 注釈というか、例えば、1mgが何々ppmといったようなものをちょっと入れておいた方が分かるかと思います。ただそれだけだと思うのですけれども、ふだん見なれていない単位を突然見ると、もう一回調べ直さないと多分難しいので、それを1つ入れておくだけかなと思っているのですが、御検討いただければと思います。

○木下リスクコミュニケーション官 ちょっと相談させていただきます。

○佐藤委員長 そういうことはしょっちゅう発生するのだから、ホームページにそういう欄を設けておいて、それを引用するという手もありますね。そういう手もあるのかなという感じがしたのですけれども、御検討いただければと思います。

○木下リスクコミュニケーション官 承知いたしました。今後、引用先を検討いたします。

○佐藤委員長 他に何か御質問あるいは御意見はございますか。特にありませんか。

### (3) その他

○佐藤委員長 他に議事はございますか。

○小森総務課長 ございません。

○佐藤委員長 それでは、これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合については、来週12月22日火曜日14時から開催を予定しております。

また、16日水曜日14時から「農薬専門調査会幹事会」が公開で、17日木曜日9時から「器具・容器包装専門調査会」が公開で、18日金曜日10時から「新開発食品専門調査会」が非

公開で、来週21日月曜日10時から「肥料・飼料等専門調査会」が非公開で、14時から「農薬専門調査会評価第三部会」が非公開で、「遺伝子組換え食品等専門調査会」が同時刻に非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第588回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。